

■ 講演- 1 (協働マッチングの取り組みに向けて)

ISO14001 規格改定による 新要求事項「生物多様性」への対応

経団連自然保護協議会 事務局次長 中井邦治

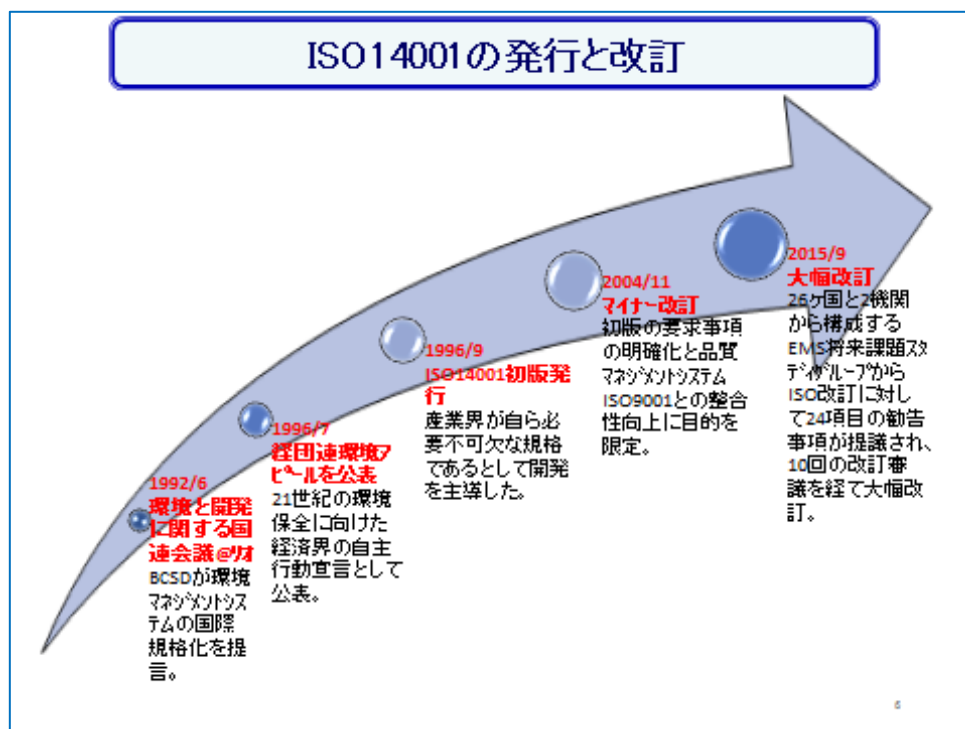
本日の説明内容

1. 経団連自然保護協議会のご紹介
2. ISO14001規格改定による新要求事項「生物多様性」への課題と対応
3. 用語の定義

今日の説明内容は、右表のとおりです。規定改定後の生物多様性に関する課題と対応を中心に説明します。

課題と対応

ISO14001 の経過について、発行と改定を含めて次の図表に示します。1992 年のリオ会議で検討が始まり、1996 年に ISO14001 初版が発行され、2015 年 9 月には 24 の勧告項目に及ぶ大幅な改定が行われました。生物多様性に関しては、5 項目目が重要です。(定義された 24 の勧告 p 2 図表参照)



ISO 14001:2015で何が変わったのか？ 規格改訂に当たって提議された24の勧告

<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境上及びビジネス上の優先度とISO14001のプロセスを融合させる 2. 環境マネジメント、環境上の問題、環境パフォーマンスに関する透明性/説明責任、及びステークホルダーへの影響/責任 3. 持続可能な発展への貢献をより強く意識した環境マネジメント 4. 汚染予防と概念の拡大/明確化 5. ISO26000 6.5項環境原則の考慮 6. ISO26000とISO14001の用語を調和させる 7. 環境パフォーマンス改善の機会を特定する 8. ISO14001の4.3.1を強化する 9. 順法のためのアプローチを明確にする 10. 法順守の約束の明確化 11. 組織の順法状況の知識と理解をデモンストレーションする概念を取り扱う 12. 環境マネジメントの戦略的な考慮、利益及び機会に注意を払う 	<ol style="list-style-type: none"> 13. 戦略的なレベルで環境マネジメントと組織のコアビジネスの関係を強化する 14. 環境マネジメントと組織の全体的な戦略的考慮のリンクを強化する 15. 新しい戦略的ビジネスマネジメントモデルとの連携を考慮する 16. 明確であいまいさの残らない要求事項を立案する 17. Annex Aで規格を誤解釈しないように必要なガイダンスを提供する 18. SMEが活用しやすいことを維持する 19. 中小企業に配慮したガイダンスを提供する 20. ステークホルダーとの関係性に関するより体系的なアプローチ 21. 外部コミュニケーション戦略の確立に関する要求事項を扱う 22. 製品及びサービスの環境側面に関する情報についてガイダンス提供 23. 外部コミュニケーション戦略の確立に関する要求事項を扱う 24. 製品及びサービスの環境側面に関する情報についてガイダンス提供
---	---

➤ 汚染の予防
➤ 持続可能な資源の利用
➤ 気候変動の緩和及び気候変動への適応
➤ 環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復

5項 環境原則の考慮

2015年の大幅な改定のうち上図表で示した赤字の箇所に着目する必要があります。

①汚染の予防、②持続可能な資源の利用、③気候変動の緩和及び気候変動への適応、そして④環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復です。特に④を新しい課題としてとらえる必要があります。

生物多様性のとらえ方と課題

さまざまな企業にヒアリングした結果、生物多様性のとらえ方の課題は、歴史的要因、社会的要因そして技術的要因の3つに大別できます。それぞれの課題について説明します。(図表参照)。



併せてこれらの課題に対して、企業などの組織に対して、どんなアドバイス・取り組みをしたら良いかを考えて見ましょう。

NGO、NPOのみなさんも企業から「なぜ企業が生物多様性に取り組む？」と質問されることもあるかと思えます。同様に「生物多様性への対応は、国家が取り組むことではないのか」という疑問もよく寄せられます。これらの質問・疑問に答えるためには歴史的経過を知る必要があります。

歴史認識の重要性

1992年のリオの会議以後、生物多様性は国と国との交渉ごとでしたので、生物多様性への対応は当初は確かに国が対応する課題でした。しかし2006年に民間参画決議が行われ、2008年にビジネス参加決議があり、世界は企業の取り組みを要求し始めて、2010年には名古屋で開催されたCOP10で企業への取り組み要請は決定的となりました。そこに加わったのがISO14001の2015年改定です。ISOを持っている企業では、生物多様性に関する義務的な活動要求も発生し始めています。

環境への対応は1950年代、「排水や排ガスの対応」など事業所毎の取り組みが中心でしたが、「廃棄物排出や温暖化への対応」は事業所毎から企業単位となり、本社管轄になってきた経過があります。この結果、事業所毎の対応意識などが低下している傾向が見られます。

ISO改定で生物多様性への対応も必要になって来たことで、再び特色ある地域活動が求められています。本社の一括管理体制から(生物多様性への多様な取組に対応できるよう)事業所毎の、地域ごとの対応が必要となっています。

遺伝資源の課題（順守義務のリスクについて）

もう一つの課題は、遺伝資源です。マダガスカル事例(米国製薬企業の小児白血病医薬品の開発に伴う、マダガスカル原産のニチニチソウの活用研究で新薬開発)があり、1992年にNGOが「遺伝資源の原産国や地域住民に利益が還元されないことは問題である」とUNEPの政府間委員会の場で報告しています。

遺伝資源の取引は今まで、利用者同士の契約ですが、名古屋議定書(締結国約20か国)適用の場合は、提供国、利用国における条約上の義務・制限が生じます。我が国企業にとっては、取引先である海外企業の国内法がどのような規制をするのかなど、課題が把握し難く、取引当事者の企業だけではなく、当事国同士の条約、契約など関係が複雑化しています。遺伝資源が関係しそうな産業分野を参考までに下図表に示します。

遺伝資源の利用例

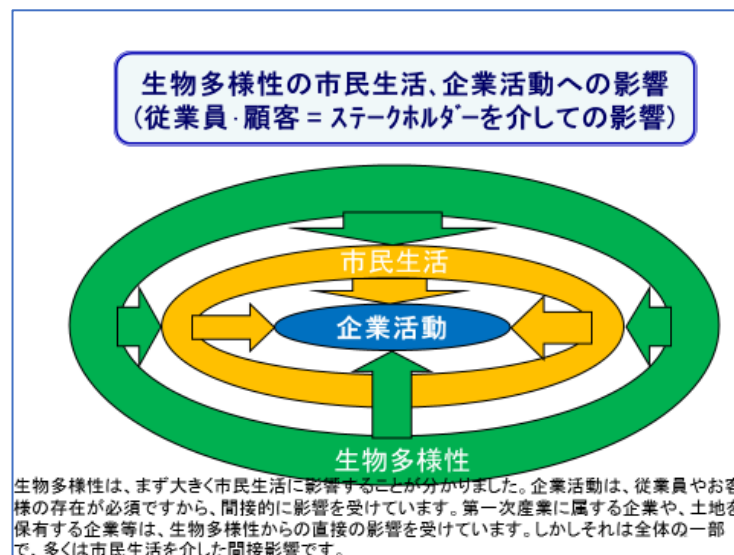
産業分野	製品・技術等
エネルギー	バイオマスエネルギー、水素エネルギー、合成ガス
材料・化学	バイオポリマー、バイオプラスチック、製紙・パルプ原料、建築資材、樹脂・ゴム製品、染料、アクリルアミド、酵素配合洗剤、漂白剤
繊維・衣料・工芸品	繊維、羊毛、真珠、毛筆、漆器
農畜産・食品	植物資源(米、穀物、野菜等)、種苗・育種技術を利用する農畜産物、肥料、発酵食品、アルコール飲料、牛乳、遺伝子組換え食品、食品材料
環境・分析	微生物による浄化、窒素固定、バイオチップ、バイオモニター
園芸・愛玩動物	観葉植物、煙草、線香、ペット(伴侶動物)
科学研究	研究原材料、分析材料
医薬品・化粧品	医薬品、化粧料の原体、診断装置

生態系サービス

生物多様性は自社事業には直接関係しないと考えられるような企業にとって、生物多様性を捉える場合の考え方として、次の図表に示す通り「市民生活」が媒介の役割を果たしています。

生態系サービスは、私たちに自然の恵みの恩恵を与えることで、私たちの生活・衣食住に大きく影響します。また企業活動は、従業員、お客様(マーケット)などによって支えられています。生物多様性の恵みで市民生活が成り立ち、市民生活が成り立っているからこそ企業活動も維持できますという関係性に気が付きます。

ISOの新しい視点としては、企業活動から生物多様性への影響は、多くの部分は市民生活をとおして存在しているということです。



企業のサプライチェーンにおける EMS(環境マネジメントシステム)についても触れておきます。この例(図表参照)は、自動車業界の企業例です。

T社 グリーン調達ガイドラインの改定概要

環境マネジメントシステムの構築<取組強化>

- サプライチェーン全体のマネジメントを実施するために、**皆様のお取引先様、並びにその先のお取引先様の環境マネジメントシステムの確認**などをお願いします。また環境マネジメント推進の際は、ライフサイクル全体の考慮をお願いします。

温室効果ガスの削減<取組強化>

- 温室効果ガス排出量を削減する製品・サービスの開発や、拠点及び物流における温室効果ガス排出量の削減をお願いします。

水環境インパクトの削減<取組強化>

- 拠点において、水の使用による自然環境へのインパクト(影響)の削減をお願いします。

資源循環の推進<取組強化>

- 再生材活用促進のために、関連する技術開発及び再生材を使用した製品開発をお願いします。また、適正処理/リサイクルを考慮した素材や製品の開発をお願いします。

化学物質の管理<運用内容の更新>

- 現在の運用に合わせた更新を行いましたので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

自然共生社会の構築<新規追加>

- 製品・拠点における**生物多様性の配慮**や、自然共生社会の構築に向けた各種織組をお願いします。

グリーン調達ガイドラインの改定概要をご紹介します。

環境マネジメントシステムをみんな持ってくださいという主旨で、お取引先様、並びにその先のお取引先様の環境マネジメントシステムの確認と自然共生社会の構築に向けた各種織組をお願いしています。

赤い文字の部分<<

新規追加>>されています。生態系サービスの考え方とあわせて、企業取引の中でも、今後、具体的な活動が始まると思われます。

最後の技術的要因に関する取り組みを説明します。



企業の生物多様性のとらえ方（環境評価）

企業は環境影響評価(2004 規格⇒2015 規格)を、製品やサービスに適用させて評価しています。

生物多様性を検討するのは難解といわれますが、下の図表に示す「供給サービス、調達サービス、文化的サ

ービス、基盤サービス」など4つの項目に分けることで理解が容易になります。



ISOの新版はリスクと機会

ISOの新版はリスクと機会があります。何か起こる前にリスクと機会を考えるとこの主旨です。

考え方としては、環境影響評価と同じように6つに分けて考えてみるのがお勧めです。

項目はつぎの通りです。

操業関連、規制・法律関連、世評関連、市場・製品関連、財務関連、社内関連となります。右の図表に例を示します。

分類		リスクと機会の例
操業関連	リスク	・生物資源の減少による、原材料の不足又は原材料調達コストの増大 ・生物資源の調達量の減少による、生産量又は生産性の低下、業務の中断
	機会	・生物資源の持続可能な使用や使用量の削減策による、生物資源の減少等の影響を受けにくい生産プロセスの構築 ・サプライヤーの取組の促進によるサプライチェーンの強化
規制・法律関連	リスク	・生物多様性保全に関連する法規制違反による、罰金の支払い、許可又は免許の停止・変更・廃止等 ・生物資源の使用割当量の減少、或いは使用料金の発生
	機会	・生物多様性に配慮することによる、操業拡大の正式な許可の取得 ・生物多様性に関する新たな規制等に適合した新製品の開発・販売
世評関連	リスク	・生物多様性への悪影響の顕在化による、ブランドや企業イメージへの被害や、社会的「操業許可」の危機
	機会	・生物多様性への配慮を明示することによる、ブランドイメージの向上、消費者へのアピールや同業他社との差別化 ・生物多様性に配慮することで地域住民等のステークホルダーの理解を得、関係を強化
市場・製品関連	リスク	・公共部門や民間部門におけるグリーン調達への推進による顧客の減少 ・環境品質の劣化による製品・サービスの市場競争力の低下
	機会	・生物多様性に配慮した新製品やサービス、認証製品等の市場の開拓 ・生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する新技術や製品等の開発 ・企業や製品等の環境配慮に敏感な倫理観の強い消費者へのアピール
財務関連	リスク	・金融機関の融資条件の厳格化による、融資が受けられない可能性
	機会	・社会的責任を重視する投資家へのアピール
社内関連	リスク	・従業員の指揮の低下
	機会	・従業員の士気の向上

初めて生物多様性に取り組む

環境マネジメントシステムで初めて生物多様性に取り組む際のパターンを図表に示します。ISO 改定対応状況、環境方針、環境目標、その他の状況に応じてステップ1からステップ4の段階別取り組みを示します。

環境マネジメントシステムで初めて生物多様性に取り組む

ISO改定 対応状況	環境方針	環境目標	その他 (備考)	
ステップ1	未着手	✖	✖	トップマネジメントによる説明責任
ステップ2	2015年版 導入時	▲	✖	環境方針が「維持」 であって「改善」で はないとき
ステップ3	2015年版 慣らし運転	●	▲	環境方針が「改善」 で、環境目標が 「定性」のとき
ステップ4	2015年版 高速運転	●	●	環境方針が「改善」 で、環境目標が 「定量」のとき

43

今は何も着手していない場合(ステップ1)、トップが説明を行わなければならない9項目(図表参照)に従い、トップが(生物多様性の配慮をしないことの妥当な)説明をすることになります。トップに負担継続させないよう、環境方針の中でなるべく早めに記述を追加したほうが良いでしょう。

リーダーシップとコミットメントに関する9項目(箇条5)

トップは、EMSに関するリーダーシップとコミットメントを実証する。

- ① EMSの有効性に説明責任を負う。
- ② 環境方針及び環境目標を確立し、組織の状況・戦略と整合する。
- ③ EMS要求事項を組織の事業プロセスに統合する。
- ④ EMSに必要な資源が利用可能とする。
- ⑤ 有効なEMSへの適合の重要性を伝達する。
- ⑥ EMSが意図した成果を達成することを確実にする。
- ⑦ EMSの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- ⑧ 継続的改善を促進する。
- ⑨ 管理層がその責任領域でリーダーシップを実証するよう支援する。

生物多様性に関する経営者のコミットメントは、ISO審査においては、「トップマネジメント・インタビュー」で確認される。
説明回避は不適合だが、「検討中」、「準備中」は説明として可。
トップマネジメントによる「生物多様性」の認識は重要。

43

環境方針の中で維持と改善という2種類の書き方があります。維持であれば目標は書かなくても構いません(ステップ2)。若し、目標管理を設定するとしても、定量目標ではなく、定性目標から始めるほうが簡単です(ステップ3)。主要な生物多様性目標のほとんどは定性目標となっていて、愛知目標、経団連自然保護宣言も定性目標が多くを占めています。

ステップ4に至ると、目標も定量化することになりますが、推薦する目標は「主流化」です(図表参照)。主流化を目標にするにあたり、生物多様性の認知度をアンケートなどの指標として採用し、社員などへの教育の都度、認知率を計測することが考えられます。

図表にあるように、環境省の基準値（75%）を到達すべき目標値にするのも良いと思います。
以上

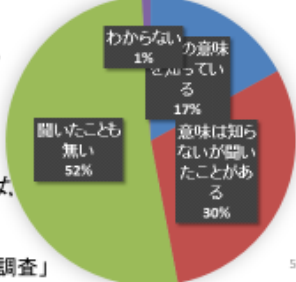
「生物多様性の主流化」目標

「生物多様性の主流化」は目標になるのか？

- ・ 主流化未済なら目標として設定可能
- ・ 定性目標の達成判断基準?(例:会議体での決定、組織の長による最終判断、議事録の作成、少数意見の併記)
- ・ 定量指標の設定?(例:環境省基準の「生物多様性」の認知度)
「言葉の意味を知っている」+「意味は知らないが聞いたことがある」≥75%

「生物多様性」の認知度

- 言葉の意味を知っている
- 意味は知らないが聞いたことがある
- 聞いたこともない
- わからない



認知度	割合
言葉の意味を知っている	52%
意味は知らないが聞いたことがある	30%
聞いたこともない	17%
わからない	1%

認知度比率が飽和し、更なる改善が困難な場合は、各項目の重み付けによる、評価点計算も可能

2014年7月環境省調査「環境問題に関する世論調査」 51

(※CSR-NPO 未来交流会の講演抜粋収録&加筆 2016.0816)

[↑ページトップへ戻る](#)